平成19年度社会保険庁予算の主要事項 <社会保険庁改革の更なる推進>

公的年金の運営を再構築し、国民の信頼を回復するため、社会保険庁を廃止・解体し、公的年金に係る財政責任・管理責任は国が担うこととし、その運営に関する業務は新たな非公務員型の公的新法人を設けてこれに担わせるなど、社会保険庁改革関連法案の次期通常国会への提出を図る。

また、法令遵守の徹底、事務処理方法の改善、閉鎖的な組織体質の解消など、事務処理体制の見直しを進めるとともに、国民サービスの向上、保険料収納率の向上、ガバナンスの強化、民間委託の大幅な拡大等の取組を徹底するなど、業務改革・意識改革・組織改革の更なる推進を図る。

◇社会保険庁事業運営費 (年金特別会計(統合再編)) 4, 952億円 → 4, 813億円

対前年度 ▲139億円

(1)組織改革・職員の意識改革の推進

法令遵守研修の充実など、法令遵守の意識を徹底するとともに、社会保険事務所の業務の標準化・統一化、能力重視の広域人事の断行等の取組を早急に進める。 また、監査機能の強化を図るため、外部専門家を活用し、業務・会計・個人情報管理に関する監査を実施する。

さらに、職員の能力・実績の評価を任用・給与に反映させる新人事評価を実施するなど、職員一人ひとりの意識改革を徹底する。

(2)業務改革の推進

保険料納付実績や年金額の見込みを定期的に通知する「ねんきん定期便」を一部前倒しして実施し、国民サービスの向上を図るとともに、市町村からの所得情報を活用した強制徴収の拡大など国民年金保険料の収納対策を一層強化する。

また、国民年金保険料の収納事業について、公共サービス改革法に基づく民間 競争入札を実施するなど、民間委託する対象社会保険事務所を大幅に拡大する。

社会保険オンラインシステムについては、最適化計画に沿って競争入札による 調達コストの削減や運用コストの削減を図るため、汎用性のある効率的なシステムを着実に構築する。

(3) 特別会計改革の推進等

行政改革推進法に基づき、厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合(年金特別会計)し、国民年金・厚生年金の収支や財政状況について、一覧性、総覧性を確保するとともに、事務・事業の合理化・効率化を図る。

I 組織改革・職員の意識改革の推進

組織改革・職員の意識改革を推進するとともに、ガバナンスの強化を図ります。

〇 法令遵守(コンプライアンス)意識の徹底

3百万円【新規】

法令遵守の意識を職員に徹底するため、社会保険大学校における研修を強化するとともに、各社会保険事務局及び各社会保険事務所で行う研修において、外部専門家を講師に招き、全職員を対象に、法令遵守研修の充実を図る。

〇 能力重視の広域人事及び新人事評価の実施

能力重視の広域的な人事を行うとともに、職員の能力・実績の評価を任用・ 給与に反映させる新人事評価を実施するなど、職員一人ひとりの意識改革を徹 底する。

〇 監察部門の機能強化

75百万円→92百万円

監査機能の強化を図るため、外部専門家を活用し、業務・会計・個人情報管理に関する監査を実施する。また、地方社会保険監察官を本庁併任とし、本庁と一体となった監察を実施するとともに、特定の分野の監察については外部委託を実施する。

Ⅱ 業務改革の推進

1. 国民サービスの向上

年金加入状況の積極的な情報提供を実施します。

〇 「ねんきん定期便」の送付

5. 9億円【新規】

保険料納付実績や年金額の見込みを定期的に通知する「ねんきん定期便」を一部前倒しして実施する。

手続き等の利便性の向上を図ります。

O 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況届の省略

18億円→17億円

年金受給者の利便性の向上を図るため、住民基本台帳ネットワークシステム を活用して生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略する。

〇 裁定請求書の事前送付

4. 4億円→4. 7億円

年金請求者の利便性の向上を図るため、年金支給年齢に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等を記載した「裁定請求書」を送付する。

〇 年金電話相談業務の見直し

39億円→38億円

中央年金相談室及び全国23箇所の年金電話相談センターについて平成19年度から順次集約化を進め、コールセンターを整備することにより効率化と機能の充実を図る。

政府管掌健康保険における被保険者サービスを充実します。

〇 疾病予防健診対象者の増

419億円→431億円

被保険者のニーズに対応した健康診断を推進する観点から、健診の受診者の拡大を図る。

· 対象者: 4, 031千人→4, 393千人

〇 肝炎ウィルス検査の充実

4. 4億円→4. 8億円

政府管掌健康保険における肝炎ウィルス検査について検査対象者を見直し、35歳以降5歳間隔の節目年齢の者を対象とした検診から、35歳の初回年齢の者を重点的に実施するようにするとともに、これまで受診できなかった者は全年齢で受診可能とする。また、受診を促すため、広報を更に充実する。

· 対象者: 2 2 3 千人 → 3 2 2 千人

2. 保険料収納対策の強化

国民年金保険料の収納業務について、民間委託を拡大するなど、より効率的で 効果的な収納業務を展開するとともに、保険料の収納対策を強化します。

○ 行動計画に基づく納付督励の着実な実施 130億円→110億円

- ・未納者に対する国民年金推進員による戸別訪問の実施
- ・未納者に対する催告状の送付及び電話納付督励の実施
- ・集合徴収の実施
- ・長期未納者に対する職員による戸別訪問の実施
- ※収納事業の民間委託の拡大 35事務所 → 95事務所

〇 所得情報を活用した強制徴収の拡大

2. 5億円→3. 7億円

度重なる納付督励にも応じない国民年金保険料の未納者に対して、最終催告 状を送付して納付督励を行い、それでもなお保険料を納付しない者に対しては、 差押を含めた強制徴収を実施する。

〇 免除等制度の周知等の実施

1. 3 億円→4 億円

保険料負担が乏しい方や学生に対して、免除等制度の周知・申請手続の勧奨 を行うとともに、免除等申請の手続の簡素化を図り、申請に係る負担を軽減し、 無年金や低年金を防止する。

〇 保険料を納めやすい環境づくり

6. 3億円→5億円

口座振替やクレジットカードによる納付の推進など保険料を納めやすい環境 づくりを進める。

3. 民間委託を大幅に拡大します。

〇 公共サービス改革法に基づく国民年金保険料収納業務の民間委託の実施

12億円→22億円

国民年金保険料の収納事業について、公共サービス改革法に基づく民間競争 入札の対象業務として実施し、その対象社会保険事務所について大幅に拡大す る。

・国民年金保険料の収納事業: 35事務所 → 95事務所

〇 厚生年金等の未適用事業所に対する適用促進事業の民間委託の実施

3億円→7億円

厚生年金保険・健康保険の未適用事業所の適用促進業務について、全312 カ所の社会保険事務所で民間委託を実施する。

・未適用事業所の適用促進事業:104事務所 →312事務所

4. 社会保険オンラインシステムについて、抜本的な見直しを進めます。

〇 社会保険オンラインシステムの見直し

1, 415億円→1, 382億円

平成17年度に策定した「社会保険業務に係る業務・システム最適化計画」に基づき、平成18年度から22年度までの5年間でシステムのオープン化(専用機器から汎用機器への移行、記録管理及び基礎年金番号管理システムのソフトウェアの再構築等)を図り、汎用性のある効率的なシステムの構築を着実に実施する。

なお、平成19年度税制改正大綱の内容に沿って、個人住民税の公的年金からの特別徴収について、公的年金受給者の納税の便宜等を図る観点から、所要のシステム開発を行う。

・新規オープンシステム作成費

189億円

・システムをオープン化するための費用(いわゆる残債の解消)

3 2 2 億円

・既存システムにおける法律改正によるシステム開発経費

7 6 億円

5. 政管健保の公法人化に向けて準備を進めます。

〇 政管健保の公法人化

14億円→30億円

平成20年10月に政府管掌健康保険を公法人に移行するため、業務システム構築や財政運営の検討等、必要な準備を進める。

Ⅲ 特別会計改革の推進等

厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し、年金特別会計とします。

行政改革推進法に基づき、厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し、年金関係の会計を一つ(年金特別会計)にすることで、年金に係る制度別の収支や財務状況が1会計の中で把握できることとなり、年金関係の財務状況について、一覧性・総覧性をもった形で把握することが可能となる。

業務勘定を一つに統合することで、社会保険庁の事業運営予算が1勘定として明確に わかりやすくなるほか、会計手続の簡素化等によるバックオフィス(庶務・会計)の事 務の効率化等、事務・事業の効率化・合理化に努める。

調達に当たっては、その競争性・透明性を確保するとともに、調達コストの削減に 努めます。

効率的かつ公平な調達を確保するため、国庫債務負担行為による複数年契約を導入し、 歳出の無駄を徹底的に排除する。

・システム開発の請負契約、システム機器のリース契約、コピー機等の事務処理機器 の借入れ 等

被用者年金の一元化、労働保険との徴収事務の一元化を推進します。

〇 被用者年金の一元化の推進

1. 4億円【新規】

「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」(平成18年4月閣議 決定)に基づき、年金相談等の情報共有化を推進する。

〇 労働保険との徴収事務の一元化の推進

9百万円→5百万円

事業主の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、労働保険との徴収事務の一元化を推進する。

※ 平成19年度は、年金事務費の一部に保険料を充当する財政上の特例措置 を継続し、平成20年度以降は、恒久的な措置を講ずる。